

令和6年6月1日

「訪問看護・介護予防訪問看護」重要事項説明書
(介護保険用)

しおや訪問看護ステーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第0971100359号)

当事業所はご利用者に対して訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 学校法人国際医療福祉大学 |
| (2) 法人所在地 | 栃木県大田原市北金丸 2600 番 1 |
| (3) 電話番号 | 0287-24-3000 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高木 邦格 |
| (5) 設立年月 | 平成7年4月1日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問看護事業所・平成21年4月1日指定 0971100359号
介護予防訪問看護事業所・平成21年4月1日指定
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 事業所の名称 しおや訪問看護ステーション
- (4) 事業所の所在地 栃木県矢板市富田77番地 国際医療福祉大学塩谷病院内
- (5) 電話番号 0287-44-2788 F A X 0287-44-2790
- (6) 事業所長(管理者)氏名 熊田 倫子
- (7) 当事業所の運営方針 看護師等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成21年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 矢板市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日	但し、12/31～1/3を除く
受付時間	月～土曜日	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土曜日	8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(介護予防と兼務)
〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1名		管理業務 訪問看護
訪問看護員	看護師 ※理学療法士又は 作業療法士又は 言語聴覚士	2名以上 2名以上		訪問看護 リハビリテーション

※訪問看護計画に基づき、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

訪問看護では、病気や障害などをお持ちで、自宅療養を希望される方々に対して、その利用者が可能な限りその居宅において、安全安楽な療養生活を送る事が出来る様、看護・リハビリテーション専門職が支援し、心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助に対して指導・助言をいたします。

当事業所が提供するサービスについては、下記の事項等があります。

(1) サービス内容

1. 健康状態のチェックと相談
2. 日常生活の看護や介護(清潔・食事・排泄などのケア)
3. 床ずれの予防や手当て
4. 酸素療法や呼吸器使用などの指導
5. ご家族(介護者)への介護指導
6. 身のまわりの動作(食事・トイレ・着替えなど)の訓練
7. 起き上がりや歩行などの動作訓練
8. 手すり・ベッド・車イスなど福祉用具や住宅改善の相談
9. 寝たきりを防ぐための日常生活の指導
10. その他、在宅療養や介護サービスなどに関する相談

(2) サービス利用料金

当事業所では、訪問看護を提供した場合、別添料金表のとおり、介護保険法に基づく本人負担を徴収いたします。

- * 中山間地域等提供加算 1回につき5%の加算
塩谷町の一部等の地域に居住する利用者への(介護予防)訪問看護
- * 緊急時(介護予防)訪問看護加算
緊急時訪問における看護業務の負担軽減の取組を行なっている事業所が、計画的に訪問することとなっていない緊急時連絡・相談や訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、利用者又は家族からその同意を得た場合。
- * 特別管理加算(Ⅰ)
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態のいずれかの特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合。
- * 特別管理加算(Ⅱ)
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態のいずれかの特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合。
- * サービス提供体制強化加算
勤続年数7年以上の職員が一定数を占める事業所である等、厚生労働大臣が定

める基準に適合している場合。

* ターミナルケア加算

死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合。(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む。)

* 初回加算

(Ⅰ) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院当日に所定の訪問看護を行なった場合。

(Ⅱ) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、所定の訪問看護を行なった場合。

* 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の利用者に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に 1 回(特別な管理を要する利用者は 2 回)に限り算定。

* 口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。

* 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業者と連携し、喀痰吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。

* 複数名訪問看護加算

利用者の身体的理由や暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、又はそれらに準ずると認められる場合に 2 人以上で訪問看護を行った場合。

* 訪問回数超過等減算

事業所における前年度の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合。

* 予防訪問看護 12 月超減算

利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行なった場合。

※厚生労働大臣が定める疾病等(末期の悪性腫瘍等)の利用者の訪問看護は、医療保険の適用となります。

※医師(主治医)の「訪問看護指示書」の交付により、訪問看護サービス提供が開始されます。指示料は、各医療機関にて請求となりますのでご了承ください。(料金は、各種健康保険証により異なります)

(3) 交通費

別紙「訪問看護利用料金」参照

※中山間地域等提供加算を算定する場合、交通費はいただきません。

(4) キャンセル料

ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡

ください。サービス利用日の前日午後5時を過ぎてキャンセルされる場合は、予定されていたサービスの介護報酬の1割が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。

※緊急な入院等やむを得ない事由の場合は、キャンセル料は頂きません。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(2)、(3)(4)の料金・費用は、毎月8日頃までに前月分の請求書を発行し、その月の16日(土日祝日の場合、翌営業日)に金融機関口座より自動引落を致します。お支払い頂きますと領収書を発行致します。

※お支払い方法は、原則として、足利銀行口座自動引落とさせていただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

1. 事業者は、サービス利用当日、利用者の都合により予定されていたサービスの実施できない場合には、サービス内容の変更をすることができますものとします。
2. 前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

7. 苦情の受付・利用者等の意見を把握する体制・第三者評価の実施状況について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 管理者 熊田 倫子(看護師)

○受付時間 月曜日～土曜日
8時30分～17時30分

○電話番号 0287-44-2788

お受けしました苦情につきましては事業所ならびに国際医療福祉大学塩谷病院内部のメディカルリスクマネジメント委員会に諮り、その結果を踏まえて対応させていただきます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

担当	電話
保険者	各市町介護保険担当課
※1 矢板市：矢板市高齢対策課 介護保険担当	※1 0287-43-3896
※2 さくら市：さくら市高齢課 介護保険係	※2 028-681-1155
※3 塩谷町：塩谷町高齢者支援課	※3 0287-47-5173
栃木県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス係	028-643-2220
栃木県運営適正化委員会	028-622-2941

(3) アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり

(4) 第三者評価の実施 なし 結果の公表 なし

8. 守秘義務等について

(1) 事業者の守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 個人情報の取り扱い

- 1 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 2 前項にかかわらず、次の各号について個人情報の使用、提供、収集については、ご利用者及び身元保証人からは、「契約書・重要事項説明書 同意書」で、その同意を得ます。
 - 一 介護保険サービス利用のための市町村、その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供
 - 二 介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

9. 緊急時、事故発生時等の連絡先

- * 緊急時（介護予防）訪問看護に同意（契約）されている方は、体調の変化や状態悪化時等状態に応じて相談に応じます。ご相談の際は、当ステーション直通電話番号（0287-44-2788）までご連絡下さい。営業時間外（夜間・休日等）のご相談の際は、別途お知らせ致します「訪問看護緊急時連絡携帯電話番号」へご連絡下さい。訪問看護ステーション担当者が対応いたします。
- * 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- * 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

【市町村（保険者）の窓口】 矢板市役所 高齢対策課	所在地	栃木県矢板市本町 5-4
	電話番号	0287-43-3896
	受付時間	8：30～17：15 (土日祝休み)

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(しおや総合在宅ケアセンター統括・看護師長) 吉澤 二郎
-------------	------------------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(3) 定期的な業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

13. その他

ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願い致します。職員がペットに噛まれる等の事故が発生した場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合がございます。